

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

省エネローン控除

Q : 住宅ローン控除が変わるそうですが、どのようになるのですか？

A : ローンを組んで、省エネ改修工事を含む増改築工事を行なった場合に一定のローン控除が認められるというものです。

【解説】

今年度の税制改正では、ローンを組んで、省エネ改修工事を含む増改築工事を行なった場合に一定のローン控除が認められる住宅ローン控除が新設されます。

概要は、次のとおりです。

① 対象となる省エネ改修工事

イ 居室のすべての窓の改修工事、又はそれと併せて行なう床、天井、壁の断熱工事で、改修部位がいずれも平成11年基準以上の省エネ性能となり、かつ、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から1段階相当以上上がるもの

ロ イの工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上がるもの

② 税額控除額

イの省エネ改修工事を含む増改築等の住宅ローンについては、1,000万円を限度に年末残高の1%を控除

ロの省エネ改修工事については、200万円を限度に年末残高の2%を控除

③ 控除期間

5年間

④ その他

既存の住宅ローン控除と選択適用可

